

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：釜石市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	107.9%
全職員	73.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94.3%
本庁課長相当職	89.9%
本庁課長補佐相当職	97.0%
本庁係長相当職	98.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	85.0%
31～35年	98.1%
26～30年	94.2%
21～25年	93.9%
16～20年	83.2%
11～15年	77.1%
6～10年	83.9%
1～5年	79.6%

【説明欄】

- * 任期の定めのない常勤職員において、扶養手当を受給する割合や、前職の経歴が加味される割合は、男性職員の方が高くなっています。
- * 任期の定めのない常勤職員以外の職員（任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員）において、専門的な職種に携わる割合は、女性職員の方がやや高くなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。